

議案第 39 号

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

（技能労務会計年度任用職員の給与）

第35条 技能労務会計年度任用職員（会計年度任用職員のうち、法第57条の規定による単純な労務に雇用される者）の給与の種類及び基準については、この条例の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。